

3 給与支払報告書作成にあたっての留意事項

⑥と記載のある様式を使用してください。過去の様式は使用しないでください。

被扶養者欄の氏名記載と人数が合っているか確認してください。

「重要」前職を含めて年末調整した場合は必ず記載してください。

「特別徴収」希望の場合、「特別徴収」と記載し、特別徴収する方の区分に分類してください。

6 給与支払報告書 (個人別明細書) (市区町村提出用)

※ 区分		※ 種別		※ 整理番号		※	
支払を受ける者		住所		受給者番号		(個人番号)	
		① 令和6年1月1日現在の住所を記載				② マイナンバーを記載	
				氏名		② フリガナを記載	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額	
給与・賞与		千円		千円		千円	
				⑩ 所得金額調整控除後の額を記載			
(源泉)控除対象配偶者		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	
有 無 等		千円		特定 従人 内 老人 従人		障害者の数 (本人を除く。)	
						特別 内 人 従人	
						非居住者である親族の数	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
千円		千円		千円		千円	
(摘要) ③ 5人以上扶養親族がいる場合「氏名」を記載							
⑤ 前職分給与等の金額、徴収した所得税額、社会保険料の金額、支払者の名称、退職した年月日を記入							
⑥ 同一生計配偶者の氏名等を記載「〇〇(同配)」							
⑦ 租税条約免除該当者の場合、適用条文を記載「日〇租税条約第〇〇条該当」							
新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額	
千円		千円		千円		千円	
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除可能額		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)	
千円		千円		千円		千円	
						⑧	
						⑨	
						⑩	
(フリガナ) 氏名		区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	
② フリガナを記載		⑭		千円		千円	
② マイナンバーを記載						⑪	
控除対象扶養親族		氏名		区分		16歳未満の扶養親族	
② フリガナを記載		⑭		② フリガナを記載		⑭	
② マイナンバーを記載				② マイナンバーを記載		④ 5人以上扶養親族がいる場合、マイナンバーを記載	
② フリガナを記載		⑭		② フリガナを記載		⑭	
② マイナンバーを記載				② マイナンバーを記載			
未成年者		外国人		死亡退職者		災害者	
				本人が障害者		寡婦	
				ひとり親		勤労学生	
				⑬		⑬	
支払者		個人番号又は法人番号		住所(居所)又は所在地		※ 個人事業主は、屋号・事業主氏名の両方を記載	
						(右語で記載してください。)	

- ① 受給者の令和6年1月1日現在の住所を記載してください。
- ② 受給者、(源泉・特別)控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の「マイナンバー」及び「フリガナ」を記載してください。
- ③ 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の「氏名」を記載してください。
- ④ 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の「マイナンバー」を記載してください。
- ⑤ 前職分給与等を合算した場合は、合算した給与等の金額、徴収した所得税額、社会保険料の金額、支払者の住所・名称、退職した年月日を記入してください。
- ⑥ 同一生計配偶者(給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える方の配偶者(合計所得金額48万円以下))がいる場合、又は、同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例：氏名(同配))
- ⑦ 外国人技能実習生等の方で、租税条約に基づく免除の適用を受ける場合は、租税条約の適用条文や免除対象期間などを記載してください。(例：日中租税条約第21条該当など)
- ⑧ 住宅借入金等特別控除額がある場合は、住宅借入金等特別控除可能額・居住年月日等を記載してください。
- ⑨ 住宅借入金等特別控除区分は、「住」=一般の新築・中古取得等(増改築等を含む)、「認」=認定住宅の新築等、「住(特家)」=一般の住宅借入金等特別控除かつ特例居住用家屋に該当、「認(特家)」=認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除、かつ特例認定住宅等に該当の場合となります。「増」=特定増改築等住宅借入金等特別控除は、個人住民税での控除が受けられませんので、ご注意ください。また、特定取得(特別特定取得以外)の場合「(特)」、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む)の場合「(特特)」、特例特別特例取得の場合「(特特特)」と控除区分の欄に併記してください。(例：住(特特特))
- ⑩ 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
- ⑪ 所得金額調整控除の適用がある場合には、控除額を記載してください。
- ⑫ 給与から天引きされていない申告による社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等)を記載してください。
- ⑬ ひとり親控除と寡婦控除との違いに注意して記載してください。
- ⑭ 控除対象扶養親族の方が非居住者である場合には、「01~04」の該当する区分を記載してください。
- ◎ 再提出する場合は、余白に「再提出」と朱書きしてください。
- ◎ 退職所得等の支払いを受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、摘要欄に氏名を、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に対応するマイナンバーを記載してください。